

# 蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画

平成29年3月

北海道蘭越町

## 目 次

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針 .....	1
2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 .....	2
3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模 .....	2
4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項 .....	2
5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項 .....	2
6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項 .....	3
7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価 .....	3
(1) 目標	
(2) 目標の達成状況についての評価	
8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復 .....	3
9 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項 .....	4
(1) ホームページ等による周知	
(2) 設備整備計画の認定	
(3) 設備整備計画の認定の取消し	
(4) 区域外の関係者との連携	
(5) 基本計画の変更	
別紙 .....	5

## 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

蘭越町（以下「町」という。）は、北海道の南部、後志管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連峰等の山岳に囲まれた盆地を形成している。

町の中央を東西約30kmにわたり貫流し日本海へ注ぐ尻別川の流域には水田地帯が広がり、集落が点在している。

気候は、盆地であるため夏暑く冬寒い内陸型であり、特別豪雪地帯に指定されている。

土地利用は、平野部と中山間地域で農業が営まれ、山間部では森林施業、沿岸部では浅海漁業や内水面漁業などが行われている。しかし、人口の減少に加え、農林漁業者の高齢化と担い手不足の進行などによる地域の活力が低下しており、農林漁業の振興が大きな課題となっている。

本町には、再生可能エネルギーとして活用できる未利用の資源が、可採量の多い順に稲わら、未利用間伐材、風力、太陽光、地熱などあり、その賦存量は大きい。

このうち、風力による発電については、沿岸部において導入ポテンシャルは高いものの、系統連系などの経済的・技術的課題により、これまで推進されてこなかった。

したがって、それらの課題を克服し、風力による発電が可能となれば、地球温暖化防止等に大きく寄与する再生可能エネルギー発電の供給地として、本町がその役割を担っていくことが可能となる。

本町が再生可能エネルギー発電の供給地として、その役割を持続的に果たしていくためには、基幹産業である農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電の導入と促進が重要と考える。

本町の農林漁業の振興・発展には、地域の特性に応じた様々な取組が必要であり、そうした取組による地域の活性化に資するための再生可能エネルギー発電の導入と促進を図っていくことを本町の再生可能エネルギー推進の基本方針とする。

## 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域	区域の所在	面積 (㎡)	備 考
A	別紙参照 (港地区)	495,930 ㎡	風力発電
B	別紙参照 (共栄地区)	581,449 ㎡	風力発電
C	別紙参照 (昆布地区)	878 ㎡	変電所
D	別紙参照	70,690 ㎡	送電線
E	別紙参照	1,348,993 ㎡	搬入路

## 3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	風力発電	11,500kW	2,300kW×5基
B	風力発電	2,300kW	2,300kW×1基

## 4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

特になし

## 5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

町は、農林漁業の健全な発展に資するため、発電事業者の売電収益の一部を基金化し、地域の農林漁業の振興に寄与する事業等に活用する。

当該基金を活用する事業等については、適宜見直しを行い、地域の幅広い農林漁業の振興を図るものとする。

## 6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

総出力が 10,000kW 以上の風力発電事業を実施する場合は、第一種事業として環境影響評価の対象となり、環境影響評価法に基づき環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成することとされている。

当該評価書においては、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項について、自治体への意見照会や専門家、有識者等の意見を踏まえて対応することとされている。したがって、環境影響評価法の手続を経た事業については、経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知をもって、蘭越町再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）における協議に代替するものとする。ただし、地域の特性を踏まえ、特に配慮が必要と認められる事項については、協議会で協議するものとする。

## 7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

### (1) 目標

尻別風力発電事業計画では、本町の区域において 6 基、総出力 13,800kW としており、当面は、その数量を発電の促進目標とし、平成 31 年度を目標の達成時期とする。

### (2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の目標の達成状況を確認するため、毎年度、認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）における実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況等）を調査する。

なお、目標が達成されない場合は、原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

## 8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が直ちに土地を原状回復する義務を負い、当該原状回復に係る費用の全額を負担するものとする。

設備整備計画の認定審査を行う際には、地権者と設備整備事業者で締結する契約条項に原状回復項目が記載されているかを確認するものとする。

また、設備整備事業者は、撤去するために積み立てた金額を協議会が適宜把握できるように、適切な措置を講ずるものとする。

## 9 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページ等による周知

蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、町ホームページや広報等により広く周知する。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の認定審査を行う際は、その内容が基本計画に適合するものであることのほか、必要な資金の確保が見込まれていること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約事項等を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### (3) 設備整備計画の認定の取消し

認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電の設備を整備していないと認める場合、設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合その他認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合は、その認定を取り消すものとする。

### (4) 区域外の関係者との連携

町、設備整備事業者その他協議会の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有を行いながら、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に取り組むものとする。

### (5) 基本計画の変更

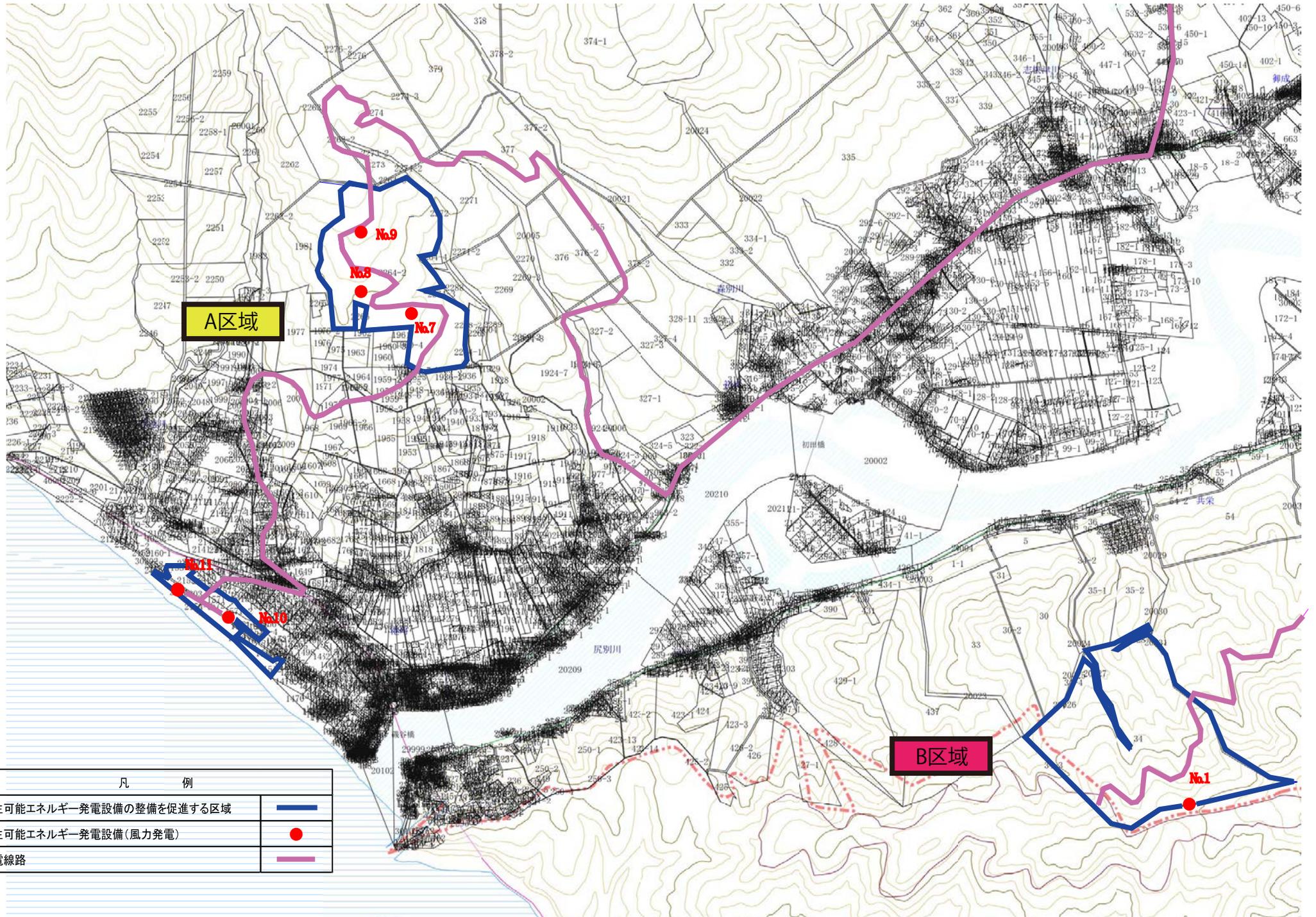
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しようとする区域の追加及び変更、設備整備事業者による設備整備の提案などにより、今後、必要が生じた場合は、速やかに基本計画の見直しを行うものとする。

別紙

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

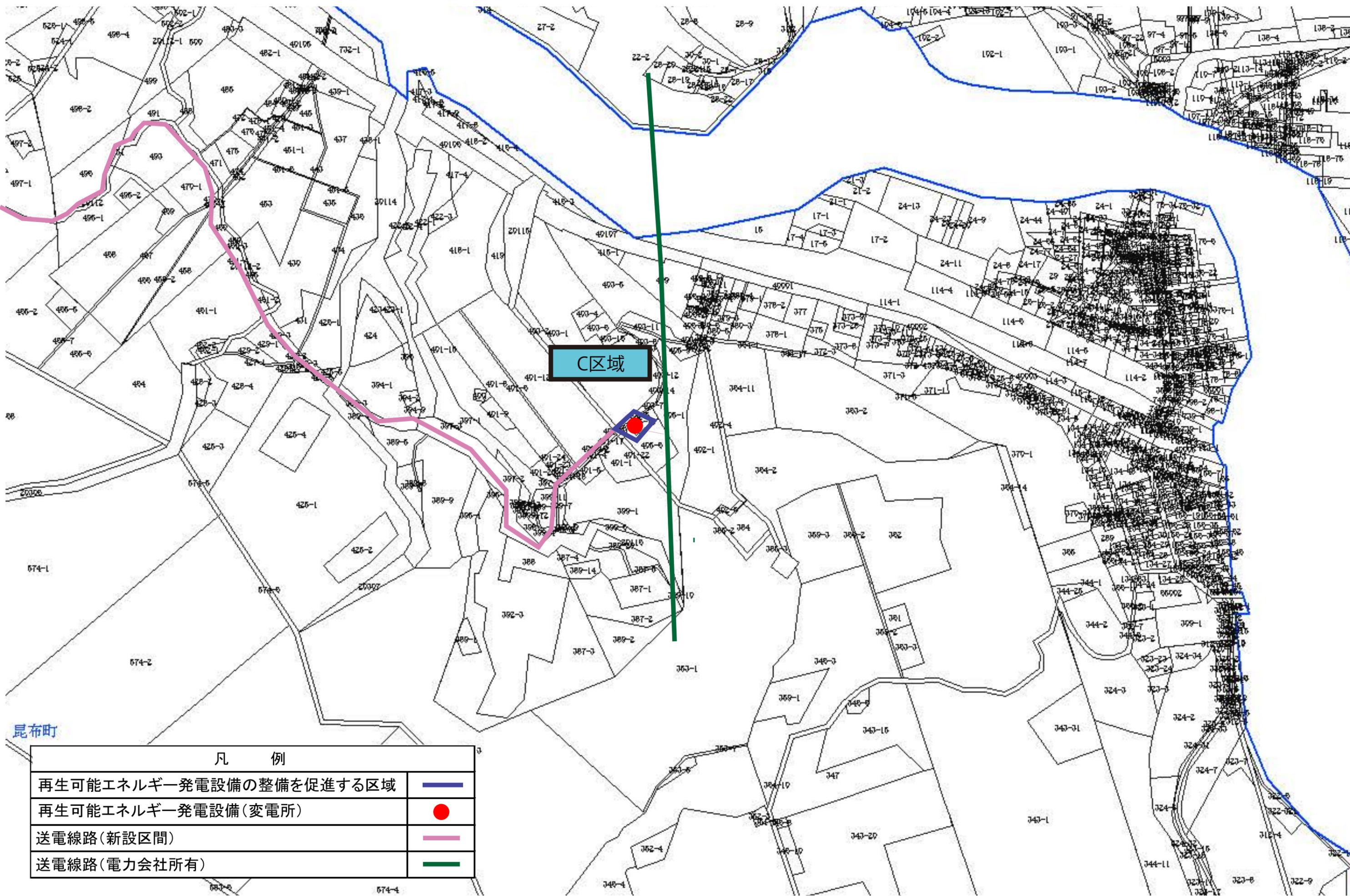
区域	所在地	地番	地目	面積	用途	備考
A	高根畑町	2264-2	牧場	425,372	発電所	
	高根畑町	1572	原野	5,109		
	高根畑町	1571-1	原野	8,284		
	高根畑町	1571-2	山林	3,718		
	高根畑町	1571-3	雑草	4,547		
	高根畑町	1512	保安林	24,079		
	高根畑町	2154	原野	10,852		
	高根畑町	2153	原野	13,969		
A区域合計				495,930		
B	高根畑町字共栄	34	山林	565,133		
	高根畑町字共栄	34-3	山林	16,316		
	B区域合計		581,449			
C	高根畑町昆布町	405-10	原野	878	変電所	
D	高根畑町字共栄	84	山林	4,665	送電線	
	高根畑町	1573	雑草	6,508		
	高根畑町	1569-1	畑	2,206		
	高根畑町	1569-2	原野	2,652		
	高根畑町	1568	畑	1,453		
	高根畑町	1564	畑	675		
	高根畑町	1562	畑	1,183		
	高根畑町	1538-1	原野	2,393		
	高根畑町	1563-1	原野	1,575		
	高根畑町	1578-2	原野	1,910		
	高根畑町	1578-4	原野	977		
	高根畑町	1538-2	公衆用直管	75		
	高根畑町	1645-1	畑	205		
	高根畑町字吉国	797-1	原野	1,102		
	高根畑町字吉国	813-256	山林	324		
	高根畑町字吉国	813-257	山林	655		
	高根畑町字栄	67-4	原野	1,014		
	高根畑町高根畑町	600-6	山林	25,627		
	高根畑町高根畑町	600-10	山林	12,130		
	高根畑町高根畑町	421-1	宅地	3,203		
高根畑町高根畑町	421-22	宅地	158			
D区域合計				70,690		
E	高根畑町	963-1	原野	8,105	搬入路	
	高根畑町	963-13	原野	20		
	高根畑町	970-5	山林	8,165		
	高根畑町	970-1	山林	17,402		
	高根畑町	977-1	山林	19,593		
	高根畑町	1924-3	山林	11,502		
	高根畑町	1924-4	田	18,083		
	高根畑町	1924-7	山林	118,120		
	高根畑町字初田	327-2	山林	43,757		
	高根畑町字初田	376	山林	104,288		
	高根畑町字初田	327-3	山林	91,980		
	高根畑町字初田	375	山林	119,973		
	高根畑町字初田	328-11	山林	181,939		
	高根畑町字初田	377	山林	155,910		
	高根畑町	2271	山林	177,034		
	高根畑町	2274	山林	117,885		
	高根畑町	2263	保安林	155,237		
	E区域合計					

# 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(A・B区域)



凡 例	
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	■ (Blue line)
再生可能エネルギー発電設備(風力発電)	● (Red dot)
送電線路	— (Pink line)

# 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(C区域)



C区域

昆布町

凡 例

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	—
再生可能エネルギー発電設備(変電所)	●
送電線路(新設区間)	—
送電線路(電力会社所有)	—

# 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域図

尻別風力発電所予定地 (尻別風力開発株)  
定格出力 13,800kw (2,300kw × 6基)

送電線

変電所予定地

1:200,000

5

10 km

